

廃棄物の区分等に関する専門委員会の設置について

1. 趣旨目的

個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に専門委員会を設置する。

2. 検討事項

- (1) 個別の廃棄物の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し
廃木製パレットをはじめ事業系一般廃棄物に分類されている木屑に関する検討
その他の廃棄物に関する検討
- (2) 再生利用認定制度及び広域認定制度における個別の指定に関する検討
バーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱の検討
製品系廃棄物（適正処理困難物等）の広域処理認定制度における指定の検討
- (3) 上記に関連した制度運用に関する検討
個別リサイクル法との連携の点検
都道府県及び市町村の指定制度の活用促進
その他の制度運用に関する検討

3. 検討スケジュール

18年度は上記2.(1)及び(2)について検討を行うこととし、概ね月一回程度開催する。

4. 運営方針

- ・学識経験者、関係業界及び地方公共団体を常設メンバーとして構成するほか、個別のテーマごとに利害関係者となる業界関係者を臨時メンバーとして追加する。
- ・個別のテーマについて、本専門委員会をラウンドテーブルとして議論し、合意を得られたものについて方針を示していく。
- ・オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成18年 6月 9日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、廃棄物の区分等に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する事項を調査する。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員、専門委員の中から部会長が指名する。

(参考) 規制改革・民間開放推進会議答申(17年12月21日) 抜粋

4. 再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し

【具体的施策】

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)以下「循環基本法」という)の下、大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の社会の在り方を見直し循環型社会、すなわち「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」(第2条)の形成が図られているところである。この定義にみられるように、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分が目指すべき循環型社会の基本的な優先順位であり、環境負荷が低減される限り循環的利用は適正処分に優先されるべき課題である。しかしながら、現状は未利用循環資源の取扱いには制約が多く廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という)に基づく環境保全のための規制によって、結果的に適正処分が優先され資源循環がしばしば断ち切られてしまっている面がある。

このような現状から脱し循環型社会の形成を推進するためには、残余物を処分対象物と看做して対応を考え、有効利用できる廃棄物のみ例外的に扱うというアプローチではなく、循環基本法に沿って、残余物を再資源化対象物と捉えてできるだけ循環資源として活用し、有効利用できない未利用資源を適正に処分するというアプローチを徹底することが重要である。

したがって、現行の一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しも含めて廃棄物の適正処理・再資源化推進に係る諸制度について再検討を行うべきである。

(1) 廃棄物の区分の見直し【平成18年度措置】

産業廃棄物に指定されている20品目のうち業種が限定されているものについては、同一性状の廃棄物であっても、その業種以外の事業者によって排出された場合は一般廃棄物に区分される。一般廃棄物の場合、処理責任は市町村にあり、排出者が再生利用を望んだとしても必ずしも再生利用されるとは限らない。その結果、同一性状の廃棄物であっても産業廃棄物に区分された場合には排出者の意思によって再生利用できる一方、一般廃棄物に区分された場合には排出者が再生利用を望んでも叶わないケースが生じる。

特に、産業廃棄物の業種指定を受けている事業者以外から排出される廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物に区分されるが、市町村での受入が困難であり、産業廃棄物として処理した方が効率的に再資源化できる事例がしばしばある。

したがって、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行うべきである。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直すべきであ

る。

(2) 廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化【平成18 年度措置】

廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続を一括して行うことにより、事業者の行政手続が大幅に簡素化できる。

したがって、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始すべきである。

(3) 再生利用認定制度の対象廃棄物に係る判断方法の見直し【平成18 年度措置】

現行の再生利用認定制度は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第二条第一項第一号イに掲げる、いわゆるパーゼル規制対象物は再生利用認定制度の対象となる廃棄物に一律に該当しないとされているが、個別にその対象とするかどうかについて判断することとすべきである。

(4) 専門委員会の設置【平成18 年度措置】

現行の廃棄物処理法は、一般廃棄物と産業廃棄物の区分等の厳格な規制により、結果として再資源化促進を阻害している事例も見受けられる。また、異なる循環資源の組み合わせによる再資源化や同一性状の循環資源を広く収集するという観点から、個別リサイクル法の枠組みで再資源化を行うより、横断的に行う方が効率的である場合もあり、個別リサイクル法と廃棄物処理法の間及び、各個別リサイクル法の間インターフェースを強化することが必要である。

したがって、廃棄物の概念がより明確に、国民に分かりやすくなるよう、また、排出物をスムーズに、より有効な手段で、再利用・再資源化を促進できる社会システムを再構築するために、中央環境審議会の下部組織として、関係者による専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得ながら、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を開始すべきである。